職員の職務の級の職務の内容を分類する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第29号

職員の職務の級の職務の内容を分類する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の職務の内容を分類する規則(昭和51年鳥取市規則第28号)の 一部を次のように改正する。

「診療放射線主任 別表第1号の表3級の欄中「診療放射線主任」を に改め、同表 学芸員 」

「総括主幹 「参与 「総括主幹

4級の欄中 を 専門官 に、「参与」を 学芸員 に改め、同表 副園長 」 統括支援員 」

「統括保健師

5級の欄中「統括保健師」を 指導主事 に改め、同表 6級の欄中「戦略広報監」 建築主事 」

「戦略広報監 「統括保健師を に改め、同表 7 級の欄中「統括保健師」を に改める。 建築主事 」 建築主事 」

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。